

令和 7 年

亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

1. 日 時

令和 7 年 1 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1 番委員	若 林 喜美代
2 番委員	大 平 雅 章
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	吉 岡 洋 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
学校教育課長 (以下学校課長という。)	武 居 政 敏
生涯学習課長 (以下生涯課長という。)	落 合 努
図書館長	高 重 京 子
学校教育課主任主査兼学事教職員グループリーダー (以下学事GLという)	加 藤 剛
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー (以下教支GLという)	北 川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー (以下教研GLという)	谷 京 子
教育総務課主幹 (兼) 保健給食グループリーダー (以下保給GLという。)	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹 (兼) 教育総務グループリーダー(書記) (以下総務GLという。)	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主事	岩 谷 千 夏

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村 由久 委員）

4番委員（吉岡 洋子 委員）

7. 会議録の承認

12月定例会

8. 教育長報告

教育長 （令和7年1月定例会教育長報告に基づき報告）

9. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市小学校用スクールバスの使用に関する内規の一部改正について」説明を求める。

（総務GL詳細説明）

大平委員 1点目、判断基準について伺いたい。資料3ページ第2条の改正について、「ただし、申込書を提出した者の合計がスクールバスの乗車定員を超えるときは、その期間において、亀山市立関中学校の生徒は、スクールバスを利用できない場合がある。」とあるが、複数人が重なった場合は、基準としてどのような選考になるのか。

2点目、資料4ページの改正部分について、「前条第2項の規定による送迎を行う場合を除く」とあるが、第3条2項の目的の場合に関小学校所属の運転手が運転を行う場合もあると考える。これについて、何かしら幅を膨らませてあるのか、どういう意図があるのか、説明をお願いしたい。

3点目、その次の行に、「スクールバス運行日の午前8時30分から午後5時までの時間に限る」とあるが、例えば交通状況や何かの気象条件によって交通渋滞が発生し、5時までに運行が完了しない場合も想定されると思うが、その辺りの対応は如何か。

総務GL 1点目、運用面については、今後決めていくため、具体的に決まってはいませんが、4月に入りますと、スクールバスの利用希望者を募り、おおよその人数が把握できます。そこで乗車定員を超えた場合については、学校からの距離であるとか、地区であるとか、危

険箇所であるとか、何かしらの基準を設けさせていただき、一定程度の線引きを考えたいと思います。

2点目、前条第2項の規定による送迎といいますのは、災害時等有事の際になりますので、時間関係なく、バスの運行を行う必要があると判断しています。よって、基本的には、スクールバスの臨時運行が8時半から午後5時に限っている中で、ここを超えたとしても、運行するという形で改正を行っているものです。

3点目、どうしても交通渋滞等により時間が超えてしまう場合もあろうかと思えます。ただ、運用としましては、臨時使用の申し込みをいただいた段階で、使用する時間の計画を提出いただいていますので、計画通りに運行可能であれば、一旦は許可をさせていただきます。その範囲で遅延等が発生しても、その時々で対応を行うこととしています。

若林委員 第1条の改正の「関中学校に通学する生徒のうち安全上特に危険であると認める地区の生徒」とあるが、通学上特に危険であるという部分は、具体的にどのような箇所になるのか。また、今まで関中学校の生徒はバスに乗れなかったわけで、その当ても危険なことはあったと考えられる。その比較というか、さらに通学路が危険な状態になっているのかどうか、その辺りの事情について教えていただきたい。

総務GL 現状、通学路に何かしら大きな変化があるというのではなく、小学校からバスを利用している中で、中学生になっても引き続き利用したいという要望が一定程度ある状況が続いているというものです。具体的にどの道路が危険かという点と難しい部分もありますが、例えば関ヶ丘方面からの通学については、国道1号といった比較的交通量の多い道路を渡る必要があり、また交通量の多い道路を通る必要があります。同様に沓掛方面からの通学を考えると、やはり交通量の問題や歩車道の問題も考えられます。このような部分を鑑みながら、危険区域と学校長が判断した場合になろうかと思えます。

若林委員 例えば、関ヶ丘地区の生徒であれば自転車通学という選択肢があるかと思うが、それも難しいのか。

総務GL 基本的には関中学校の生徒については、自転車通学が基本となりますので、通学が出来ないことはありません。ただ、危険と思われ

る箇所を通過の通学となるとの考えから、バス通学の方がより安全ではないかという考え方の基の希望かと思えます。

若林委員

中学生がバスを利用することがいけないわけではないが、例えば国道1号を渡るか渡らないは他の地域でもあることであり、本当の理由にはならないのではないかと考える。また、過去に関ヶ丘地区から通学するにあたり、自転車に乗れない子がいて、乗れないために学校に行きにくくなり、結局不登校になってしまったという子もいた。そういった意味も含めた上で、様々な状況の中で、その子にバス通学が必要であると認められるのであればいいが、ただ単に隣の子が乗るからうちの子も乗せてといったような、ゆるい括りの中で認めてしまうことは良くないのではないか。交通事故があったらそれはいけないことではあるが、子どもの成長の上で、発達の上で、苦しいことがあっても頑張るやり抜いていくことも大事である。子どもの状況一人ひとりの状況を見極めて、何かしら理由があるからこの子はバスを利用するという形で運用ができるといいのではないかと考える。

教育長

ご指摘の内容については、運用面を決めていく時に参考にさせていただくこととする。

宮村委員

今のバスの乗車定員は何人か。また、小学生の利用人数はどの程度で空きがどれくらいあるのか。現状を利用する小学生のうち、4キロ以上距離のある通学をしている児童と危険と校長が認める区域の児童はどの程度か。

総務GL

まず、バスは2台あり、定員はそれぞれ運転手を入れて29名ですので、子どもについては28名になります。児童の利用はおおよそ50人程度であり、関ヶ丘地区の生徒が8割程度といった大部分を占めています。

宮村委員

定員56名のうち、おおよそ50名程度の小学生が利用者していると、空きはほとんどないという理解か。

総務GL

年度初めに申請をいただき、利用者数の把握を行いますが、その申請件数が50名程度になっていまして、実際にバスを利用していない子も見受けられるため、もう少し少ない利用者数となっています。

教育長

私も関小学校に勤めていた時にスクールバスに何回も乗車したことはあるが、ぎっしりと埋まることはなかった。帰りについても、

低学年は早く授業が終わるため、先に低学年を送迎し、戻ってきてから高学年を送迎するが、場合によっては非常に空きもあった。ある程度の人数の受入れは何とかできるのではという想定をしている。

宮村委員

利用料は無料か。

総務GL

そのとおりです。

宮村委員

中学生の利用が始まり、だんだん利用者が増えていけば対応できるのか。

教育長

制限をかける必要がある。

宮村委員

どのような基準で制限がかけられるのか。

教育長

基本は小学生対応のスクールバスであるため、定員オーバーの制限である。

宮村委員

これから基準は作っていくということであるが、どうしてもAさんはOK、Bさんは乗れないといった事例が出てきてしまう。現状の小学生で、4キロ以上の遠距離通学の児童と危険と思われる区域の児童については、中学生になってもほぼ同じ理由になるため、乗れることになってしまう。自転車通学であるため、4キロ以上の通学の生徒はカットできるかもしれないが、ただ、危険箇所という意味では同じ理由となるので、その優先順位を決めるのが難しいと危惧する。

教育長

申し込んだ生徒が毎日バスを利用するというものではなく、場合により利用する生徒も見受けられると考える。実際、例えば関ヶ丘地区の生徒全員が申し込むことはないとは思いますが如何か。

総務GL

実際に実施してみないと分からない部分はありますが、現状、希望されているのは10人弱程度とお聞きしていますので、あまり多く希望があることは想定していません。

吉岡委員

スクールバスについては、教員が乗車しているのか。

教育長

していない。

吉岡委員

安全対策については、運転手1名では大変と考えるが如何か。

教育長

基本的には運転手の指導のもと、声掛け等を行いながら運営を行っており、体験的には小学生もそのことを理解していると認識している。

吉岡委員

第4条によると、午前8時30分からの運行となるが、小学校の始業には間に合うのか。

総務GL この時間は、臨時使用を行う場合の時間になりますので、普段の関小学校の児童送迎はもう少し早い時間から行っており、この時間までには完了しています。

教育長 確か7時過ぎから発車し、8時前後に、遅くても8時15分ぐらいには学校に到着している。繰り返しになるが、中学生については、誰もかれもバス利用が出来るという訳ではなく、相当な理由がある場合にということを前提に、運営面で考えていくことにしないといけない。同様に、一度運営してみて、小学生の通学まで例えば迷惑や影響がある場合には、一度立ち止まって運営面を見直す場合もありうるかもしれない。

また、関連ではあるが、関中学校において、沓掛の地域の生徒が、テスト期間等授業が早く終わった場合に、帰りのバスを2～3時間待たないといけないといった事例があるため、自転車通学をしたいとの希望があった。学校運営協議会等でも話題に挙がり、通学路指定の意向があったため、その手続きを完了した。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項2「令和7年度学校給食費の公費負担額について」説明を求める。

(保給GL詳細説明)

大平委員 確認であるが、亀山中学校と中部中学校の保護者負担額について、「牛乳代」の部分はデリバリーを取る生徒と取らない生徒がいるからあるもので、一方で関中学校は給食であるため、この項目がないという理解でいいか。

保給GL 亀山中学校と中部中学校の給食については、デリバリー給食の選択制となっています。そのことから、デリバリー給食を食べていない子には、負担軽減の恩恵が行き渡らないという問題がありましたので、1日当たりの金額の中で、小学校、関中学校と同等程度として試算を行い、一律20円としました。

宮村委員 保護者負担は令和6年度と同様と理解したが、公費の負担については物価も上がり、賄材料費で予算額が約1,700万円とあるが、今年度と比べてどうか。

保給GL 公費負担についても、今年度同等の予算となっています。増額予定等もなく、何とか対応できるのではという認識でいます。

- 宮村委員 それぞれ物価が上がっているのに対応できるのか。
- 保給GL 管理栄養士や栄養教諭等とも話をしていますが、何とか対応可能と考えています。
- 教育長 宮村委員ご指摘のとおり、令和5年から6年以上に令和6年から7年の方が物価上昇しているため、この値上げした部分では予算不足になるのではというのが一般的な考え方である。もし国からの更なる支援を要する場合は、学校給食費自体が上昇した場合ということか。
- 保給GL そのとおりです。
(ほかに質問はなく、報告を終わる)
- 教育長 報告事項3「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長説明)
(質問はなく、報告を終わる)
- 教育長 報告事項4「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長説明)
(質問はなく、報告を終わる)
- 教育長 報告事項5「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。
(教育部長説明)
(質問はなく、報告を終わる)
- 教育長 報告事項6「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。
(教育部長、学校課長、生涯学習課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる)
- 報告事項7「後援事業について」資料確認

11. その他

(教育部長) 令和7年度教育委員会会議の日程について

12. 閉会

午後2時42分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員